令和８年度　第５回大潟区地域協議会次第

日時　令和８年８月 20 日（木）午後７時 00 分から
会場　大潟コミュニティプラザ２階　大会議室

１　開会

２　会長あいさつ

３　報告事項

（１）上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

（２）市民の消火栓使用について

４　その他

・地域協議会会長会議について

・自主的な審議事項について

・次回地域協議会開催予定日　　９月　17 日（木）　午後７時 00 分

５　閉会

令和8年8月20日（木）
第5回大潟区地域協議会
資料№1

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12 月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

Ⅰ　公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

1　見直しの概要

- 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- 開館時間は、屋内施設は 9 時～21 時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- 休館日は、最低でも週 1 日を基本
- 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

2　見直しの内容

区分	全体施設数	大潟区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	4
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	6
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	4
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	3
上記のいずれかの取組を実施	220/223	8/8

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9 時～21 時 月 1 日及び年末年始休館	10 時～22 時（猛暑対策） 17 時～22 時予約制 週 1 日及び年末年始休館
公民館	8 時 30 分～22 時 年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土日祝日鍵管理	9 時～21 時 週 1 日又は月 2 日、年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土日祝日鍵管理 13 区：16 時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設）※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～22 時	9 時～21 時
休館日	第 1・3 月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8 時 30 分～22 時	9 時～21 時
休館日	第 3 木曜日、年末年始	水曜日、第 3 木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～17 時	10 時～16 時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12 月～2 月は週 2 日）、年末年始

Ⅱ　公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

１　見直しの概要

- 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

２　見直しの内容

改定内容と主な施設	全体施設数	大潟区
A　基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍） 市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等	48	3
B　政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍） 正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館	4	0
C　理論値＜現行使用料であるが改定 （100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍） ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、 各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等	43	1
D　政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍 上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ	5	0
E　同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設） リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等 【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円	53	4
F　理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ 日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館	2	0
G　見直しなし（施設の状況考慮等による） やぶの川辺公園、シェアハウス大町、各有料駐車場	7	0
合計	162	8
H　100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のものが 90 区分）		

３　改定幅が大きい施設等の改定例

「B　政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 （1.61 倍）
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 （1.51 倍）

正善寺工房	1室（1時間）	1,200円	1,800円	+600円 （1.5倍）

「E　同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ上越	市民プール個人（小・中学生）	180円	300円	+120円 （1.67倍）
教育プラザ（体育館）	大体育館（1時間）	720円	1,200円 （+照明400円）	+480円 （1.67倍）
	小体育館（1時間）	510円	900円 （+照明300円）	+390円 （1.76倍）
上越勤労身体障害者体育館	体育館占用利用（1時間）	510円	900円 （+照明300円）	+390円 （1.76倍）
	体育館共用利用（1人2時間）	210円	400円	+190円 （1.9倍）
板倉北部スポーツセンター	アリーナ（1時間）	480円	900円 （+照明300円）	+420円 （1.88倍）
吉川体育館	アリーナ占用利用（1時間）	620円	900円 （+照明300円）	+280円 （1.45倍）
	アリーナ共用利用（1人2時間）	210円	400円	+190円 （1.9倍）

4　その他

・附属設備・備品の使用料の見直し：208区分中88区分を改定
　（備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き）
・市外在住者利用による使用料：2倍設定は143施設
・営利営業利用による使用料：3倍設定は147施設（2倍施設はなし）
・30分単位の利用による使用料設定導入施設：48施設（4つの施設カテゴリーで導入
　（地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館））

Ⅲ　今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8.7～8	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
R8.9～10	地域協議会で後期計画案を説明	地域協議会で諮問・答申	必要に応じて地域協議会で報告
R8.12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9.2	市議会で後期計画を説明		
R9.4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 【大潟区】

施設No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
1	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
2	大潟コミュニティプラザ	○		地域政策課
3	大潟コミュニティスポーツハウス		○	高齢者支援課
4	大潟老人福祉センター	○	○	高齢者支援課
5	大潟地区公民館	○	○	社会教育課
6	大潟体育センター	○	○	スポーツ推進課
7	上越市大潟運動広場	○	○	スポーツ推進課
8	大潟体操アリーナ	○	○	スポーツ推進課
9	上越体操場	○	○	スポーツ推進課

施設No.1

「学校開放体育施設」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の1.1～1.2倍とした金額に四捨五入して100円単位とした金額を改定後の使用料とします。

⑴　施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1時間	600円	510円
プール（浦川原小学校、大島小学校）	一般	1施設	200円	160円
	中学生以下	1施設	100円	110円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円
	直江津東中学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円
	春日中学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

施設No.2

「大潟コミュニティプラザ」開館時間の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るものです。

2　見直し内容

開館時間を「公共施設等総合管理計画」における適正管理の考え方に基づき、利用実態を勘案して午前 9 時から午後 9 時までに見直し、日曜日は午前 9 時から午後 7 時までに見直します。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	月曜日から土曜日は午前 9 時から午後 9 時まで 日曜日は午前 9 時から午後 7 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

施設No.3

「大潟コミュニティスポーツハウス」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として暖房使用料のみ現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

⑴　施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
ゲートボール場使用料	1 面 1 時間につき	400 円	410 円
暖房使用料		300 円	210 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

施設No.4

「大潟老人福祉センター」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

近年の利用状況を踏まえて、開館時間・休館日を見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時	午前 8 時 30 分から午後 10 時

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	火曜日（休日の場合は、その翌日）、年末年始	年末年始

⑶　施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
ホール	1 時間につき	700 円	600 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

施設No.5

「大潟地区公民館」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

開館時間・休館日は、「公共施設等総合管理計画」の適正管理の考え方に基づき、貸館や公民館図書室の利用実態を踏まえ、利用の少ない時間帯や曜日にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区　分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで （休館日を除く、午後 4 時から午後 9 時は予約があるときのみ開館）	【条例】 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで 【実際の設定】 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで （休館日を除く、午後 7 時から午後 10 時は予約があるときのみ開館）

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

区　分	改定後	現行
休館日	日曜日、年末年始	年末年始

⑶　施設の管理形態を次のように変更します。

区分	改定後	現行
管理形態	午前 9 時から午後 4 時まで管理人常駐 午後 4 時から午後 9 時の間は鍵管理	管理人常駐

⑷　施設の使用料を次のように改定します。

区　分	単位	使用料	
		改定後	現　行
第 1 和室	1 時間につき	150 円	110 円
第 2 和室		150 円	110 円
第 3 和室		150 円	110 円
会 議 室		300 円	210 円
集 会 室		1,000 円	800 円

使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例１）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例２）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例３）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

施設No.6

「大潟体育センター」開館時間・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないよう平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

→　基本的な考え方に沿って、利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 10 時から午後 10 時まで	【条例】 午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで 【実際の設定】 午前 7 時から午後 9 時 30 分まで

⑵　施設の使用料を次のように改定します。

→　体育室の占用利用は、照明料金を含めた額とします。市内の体育館同規模（バスケットボールコート 2 面程度）の平均使用料を 1.1 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

→　体育室の共用利用、ミーティングルーム、会議室は、同種の機能を有する施設で平準化した使用料に改定

→　ミーティングルームの冷暖房設備は、令和 4 年度に追加した設備であるため、使用料として 1 時間あたりの運用コストを市と折半した額を設定

区分			単位	使用料	
				改定後	現行
体育室	占用利用		1時間につき	1,600円	1,080円
	照明設備			（廃止）	210円
	共用利用	一般	1人1回につき	400円	360円
			1人1月につき	（廃止）	1,440円
			回数券（11回分）	4,000円	なし
		中学生以下	1人1回につき	200円	180円
			1人1月につき	（廃止）	720円
			回数券（11回分）	2,000円	なし
ミーティングルーム	占用利用		1時間につき	400円	240円
	冷暖房設備			100円	なし
会議室	占用利用			400円	240円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

施設No.7

「大潟運動広場」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないよう平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

→　現状の運用時間に合わせて、明確な利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 6 時から午後 6 時まで	日の出から日没まで

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

→　基本的な考え方に沿って、週休 1 日の休館日を設けるとともに、冬季の休館期間を月単位で設定

区分	改定後	現行
休館日	月曜日（休日の場合は、その翌日）、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	【条例】 教育委員会が定める日 【実際の設定】 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

⑶　施設の使用料を次のように改定します。

→　グラウンドの占用利用は、市内の多目的広場同規模（面積が 10,000 ㎡以上の一般施設）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
占用利用	1時間につき	400円	360円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

施設No.8

「大潟体操アリーナ」開館時間・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないよう平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

→　基本的な考え方に沿って利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 10 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで

⑵　施設の使用料を次のように改定します。

→　体操場の占用利用は、照明料金を含めた額とします。現行の占用利用料金と照明利用料金の合計額（10 円単位を四捨五入）に改定

→　体操場の共用利用及び暖房設備は、現行使用料の 10 円単位を切上した額に改定

→　体操場を個人が共用して利用する場合の使用料は、単位を「1 人 2 時間につき」から「1 人 1 時間につき」に改定し、現行使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

→　体操場の放送設備並びに健康トレーニングコーナーは、同種の機能を有する施設で平準化した使用料に改定

区分				単位	使用料	
					改定後	現行
体操場	占用利用			1時間につき	7,800円	7,030円
	照明設備				（廃止）	720円
	共用利用	団体		1時間につき	2,400円	2,370円
		個人	一般	1人1時間につき	300円	510円
				1人1月につき	（廃止）	2,040円
				回数券（11回分）	6,000円	なし
			中学生以下	1人1時間につき	200円	260円
				1人1月につき	（廃止）	1,020円
				回数券（11回分）	4,000円	なし
	暖房設備			1時間につき	2,100円	2,040円
	放送設備				200円	110円
健康トレーニングコーナー	共用利用		一般	1人1回につき	400円	210円
				1人1月につき	（廃止）	840円
				回数券（11回分）	4,000円	なし
			中学生以下	1人1回につき	200円	110円
				1人1月につき	（廃止）	420円
				回数券（11回分）	2,000円	なし

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

施設No.9

「上越体操場」開館時間・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないよう平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

→　基本的な考え方に沿って利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 10 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで

⑵　施設の使用料を次のように改定します。

→　体操場の占用利用は、現行使用料を 1.1 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

→　体操場を個人が共用して利用する場合の使用料は、単位を「1 人 2 時間につき」から「1 人 1 時間につき」に改定し、現行使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

→　多目的室 1・2・3 の占用利用は、現行使用料の 10 円単位を切上した額に改定

→　会議室 1・2・3、ランニングコース、温水シャワーは、同種の機能を有する施設で平準化した使用料に改定

<table>
<tr><th colspan="4">区分</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">使用料</th></tr>
<tr><th>改定後</th><th>現行</th></tr>
<tr><td rowspan="9">体操場</td><td colspan="3">占用利用</td><td>1 時間につき</td><td>11,000 円</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="8">共用利用</td><td colspan="2">団体</td><td>1 時間につき</td><td>2,800 円</td><td>2,500 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">個人</td><td rowspan="3">一般</td><td>1 人 1 時間につき</td><td>400 円</td><td>610 円</td></tr>
<tr><td>1 人 1 月につき</td><td>（廃止）</td><td>2,440 円</td></tr>
<tr><td>回数券（11 回分）</td><td>8,000 円</td><td>なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中学生以下</td><td>1 人 1 時間につき</td><td>200 円</td><td>310 円</td></tr>
<tr><td>1 人 1 月につき</td><td>（廃止）</td><td>1,220 円</td></tr>
<tr><td>回数券（11 回分）</td><td>4,000 円</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>多目的室 1</td><td colspan="3">占用利用</td><td rowspan="6">1 時間につき</td><td>600 円</td><td>570 円</td></tr>
<tr><td>多目的室 2</td><td colspan="3">占用利用</td><td>400 円</td><td>350 円</td></tr>
<tr><td>多目的室 3</td><td colspan="3">占用利用</td><td>400 円</td><td>350 円</td></tr>
<tr><td>会議室 1</td><td colspan="3">占用利用</td><td>400 円</td><td>290 円</td></tr>
<tr><td>会議室 2</td><td colspan="3">占用利用</td><td>400 円</td><td>350 円</td></tr>
<tr><td>会議室 3</td><td colspan="3">占用利用</td><td>400 円</td><td>230 円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">ランニングコース</td><td colspan="2" rowspan="6">共用利用</td><td rowspan="3">一般</td><td>1 人 1 回につき</td><td>200 円</td><td>160 円</td></tr>
<tr><td>1 人 1 月につき</td><td>（廃止）</td><td>640 円</td></tr>
<tr><td>回数券（11 回分）</td><td>2,000 円</td><td>なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中学生以下</td><td>1 人 1 回につき</td><td>100 円</td><td>80 円</td></tr>
<tr><td>1 人 1 月につき</td><td>（廃止）</td><td>320 円</td></tr>
<tr><td>回数券（11 回分）</td><td>1,000 円</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">温水シャワー</td><td>1 人 1 回につき</td><td>200 円</td><td>110 円</td></tr>
</table>

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

公の施設白書

（令和6年度実績・大潟区抜粋版※）

※全体版は市ホームページでご確認ください

新潟県上越市
（財務部資産活用課）

上越市
JOETSU CITY

1　はじめに（公の施設白書の公表の目的）

当市では、人口減少や経済の停滞など社会情勢が大きく変化し、公の施設に求められる市民のニーズも多様化していることから、公の施設の利用者は直近10年で29%減少し、使用料収入は13%減少しています。一方では、施設の老朽化による修繕の多発や物価高騰等により、維持管理経費は直近10年で18%増加しています。

また、全国的な社会問題として、昭和50年代以降に開設された施設の老朽化が進み、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迎える中、多くの施設を維持していくことは極めて困難な状況であり、当市も例外ではありません。

このため、将来的にも市民の皆さんが真に必要とする施設や機能を安定的・継続的に提供するためには、施設の機能集約や休廃止は避けられない状況であり、次世代の負担の軽減を考慮すると、一刻も早く検討を進める必要があります。

本施設白書は、当市の公の施設に関する理解を深め、建設的な議論を進めていくために、その基礎資料となる施設の現状を取りまとめ、公表するものです。

2　公の施設の現状（全体）

上越市 JOETSU CITY

【公共施設等を取り巻く現状と課題　…　利用実態】

- 人口減少等に伴い、施設の利用者数は約28.7%減少している（この間の当市の人口は、H27年1月末200,032人⇒R7年1月末180,207人と約10%減少）。
- 利用者数の減少等に伴い、使用料収入も約5.0億円減と大幅に減少している。

【参考①】R6年度の使用料＋利用料金…4,367,208千円（H26年度比▲830,942千円（▲16.0%））
【参考②】R6年度の受益者負担割合（近似値）…34.4%（H26年度比▲14.4ポイント）

- 物価高騰や労務費の上昇等により、修繕料及び工事請負費を除く維持管理経費は約19億円増と約18.0%増額している。
- 公費投入額が約4.7億円減と大幅に減少しているが、これは、大規模改修等に係る有利な起債等（公共施設等適正管理推進事業債）の創設等が要因と考えられる。

	H26年度	R6年度	増減
①利用者数（人）	6,238,217	4,445,144	▲1,793,073 （▲28.7%）
②収入（千円）	4,935,791	6,350,865	1,415,074
③②のうち使用料（千円）	3,775,084	3,271,368	▲503,716 （▲13.3%）
④支出（千円）	13,913,383	14,861,395	948,012
⑤④のうち修繕料・工事請負費を除く維持管理経費	10,650,474	12,565,569	1,915,095 （18.0%増）
⑥公費投入額（千円）【④－②】	8,977,592	8,510,530	▲469,769

※R6年度時点で存在する公の施設のうち、H27年度以降に新設した施設等を除く588施設を基に比較

3　公の施設の現状

上越市 JOETSU CITY

1　施設毎の状況（令和7年4月1日現在）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	上越市立大潟町小学校	小学校	コンクリ	60/47	10,420.00	384	33,183	86,414	直営	別の計画等
2	上越市立大潟町中学校	中学校	コンクリ	42/47	7,708.00	182	31,144	171,121	直営	別の計画等
3	大潟児童館	児童館	コンクリ	19/47	962.00	0	0	－	－	休止中
4	はまっこ保育園	保育園	コンクリ	19/47	1,871.37	140	88,690	633,500	直営	別の計画等
5	まつかぜ保育園	保育園	コンクリ	26/47	1,479.03	89	73,059	820,888	直営	別の計画等
6	大潟老人福祉センター	高齢者交流施設	鉄骨	41/34	652.04	4,379	1,158	264	直営（業務委託）	現状維持
7	大潟コミュニティスポーツハウス	屋内ゲートボール場	コンクリ	28/47	1,060.79	1,138	682	599	直営（業務委託）	現状維持
8	大潟保健センター	保健センター	コンクリ	23/50	908.97	4,712	3,936	835	直営	現状維持
9	大潟体育センター	体育館	鉄骨	46/40	1,740.25	8,576	7,197	839	直営（業務委託）	現状維持
10	上越市大潟運動広場	多目的広場・グラウンド	コンクリ	44/－	26.66	2,208	791	358	直営（業務委託）	現状維持
11	大潟体操アリーナ	スポーツ施設（その他）	鉄骨	17/34	1,571.00	4,714	12,192	2,586	直営（業務委託）	現状維持
12	上越体操場	スポーツ施設（その他）	鉄骨	5/34	3,812.00	48,090	37,360	777	直営（業務委託）	現状維持

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
13	大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館	日帰り温浴施設	鉄骨	27/33	3,138.00	80,350	52,847	658	指定管理	引き続き協議
14	大潟漁港	漁港	コンクリ	42/－	0.00	－	195	－	直営（業務委託）	別の計画等
15	大潟地区公民館	公民館	コンクリ	48/60	1,189.92	4,847	4,443	917	直営	現状維持
16	大潟コミュニティプラザ	コミュニテイプラザ	コンクリ	23/50	4,263.78	29,693	21,012	708	直営（業務委託）	現状維持
17	双葉児童遊園	児童遊園	コンクリ	52/－	3.10	－	75	－	直営	別の計画等
18	潟端児童遊園	児童遊園	－	49/－	0.00	－	50	－	直営	別の計画等
19	潟田児童遊園	児童遊園	－	44/－	0.00	－	45	－	直営	別の計画等
20	山鵜島児童遊園	児童遊園	－	43/－	0.00	－	98	－	直営	別の計画等
21	米倉児童遊園	児童遊園	コンクリ	43/－	5.40	－	215	－	直営	別の計画等
22	サン・シー児童遊園	児童遊園	木造	36/－	3.10	－	140	－	直営	別の計画等
23	大潟犀潟駅前駐輪駐車場	無料駐車場	木造	45/5	116.64	0	1,070	－	直営	別の計画等
24	高速道潟町バス停駐車場	無料駐車場	－	40/－	0.00	－	0	－	直営	別の計画等

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
25	大潟霊園	霊園	コンクリ	31/-	21.27	2,258	-583	-258	直営	別の計画等
	小計					191,760	368,999	1,924		

２　位置図

大潟区九戸浜
大潟区土底浜
大潟区上小船津浜
大潟区犀潟
大潟区潟田
頸城区上柳町
潟町駅
土底浜駅
大潟ＳＩＣ
大潟ＰＡ
朝日池
鵜ノ池
大潟区内雁子
犀潟
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
N
S
W
E
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平30情複、第10号）

基本情報に関する凡例①

上越市 JOETSU CITY

1　施設毎の状況

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「施設カテゴリー」は、主に第4次上越市公の施設の適正配置計画に掲げる施設カテゴリーを使用
- 「構造」は、コンクリ・鉄骨・木造・ーを表記
  - コンクリ：鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、補強コンクリートブロック造（CB造）。一部鉄骨造りを含む。
  - 鉄骨：鉄骨造（S造）
  - 「ー」：屋外ゲートボール場や野球場・ソフトボール場等、主な用途を備える建物がない施設
- 「経過年数」は、令和7年4月1日現在の施設の経過年数
- 「耐用年数」は、主な建物（構造物）の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数。屋外ゲートボール場や多目的広場・グラウンド等、主な用途を備える建物がない施設は「ー」と表記。
- 「利用者数」は、令和6年度の利用者数
  - 農村公園や休止施設等、施設の性質上、利用者数を把握できない施設は「ー」
  - 特定の人が通園、通学する施設は、令和7年5月1日現在の園児、児童、生徒数
  - 公営住宅や生活支援ハウス等、特定の人が居住する施設は、令和7年5月1日現在の居住者数
  - 霊園は、利用区画数
  - 斎場は、利用件数（火葬炉利用件数、動物含む）

基本情報に関する凡例②

上越市 JOETSU CITY

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「公費負担額」は、令和6年度の支出額（投資修繕等に係る経費を除いた維持管理経費）から収入額（投資修繕等に係る国庫補助金等を除いた額）を差し引いた額
- 「利用者1人当たり経費」は、令和6年度の公費負担額を利用者数で除した額
- 「管理形態」は、直営・直営（業務委託）・指定管理の別を表記
- 「取組方向」は、第4次上越市公の施設の適正配置計画（計画期間はR3年度～R12年度）で位置付ける施設の取組方向を次のとおり表記。また、「取組方向」において、適正配置計画の対象ではない小中学校や保育園等の施設は「別の計画等」と表記。
  - 現状維持：適正な維持管理を行い、活用すること
  - 廃止：施設の設置条例を廃止すること（公の施設ではなくなること）
  - 休止：施設（機能）の使用を一定の期間止めること
  - 貸付又は譲渡：施設を特定の利用者に貸し付けるか、所有権を民間又は地域等へ有償又は無償により譲り渡すこと
  - 用途変更：施設の設置目的を他の目的に変更すること
  - 後期に適正配置：計画後期（当初はR8年度～R12年度でしたが、R9年度～R12年度に変更しました）に適正配置を実施すること
  - 引き続き協議：取組の方向性を地域住民等と引き続き協議し方向性を決定すること

２　位置図

- 位置図上の番号は、「１　施設毎の状況」の表中の№の施設を表記している。
- 建物がない公園施設は、位置図を省略している。

公の施設における管理手法の見直しについて（お知らせ）

上越市では、近年の物価高騰や人件費の上昇により、公の施設に掛かる維持管理経費が増加しており、今後も継続的に施設を運営していくにあたっては、施設の利用実態に合わせた管理手法の見直しが必要な状況にあります。

このため、令和 9 年 4 月から全市的に公の施設の開館時間、休館日、使用料を以下の方針のもと見直すこととしています。

ご利用者の方々にはご不便をおかけしますが、今後の継続的な施設運営のためにご理解くださるようお願いいたします。

なお、大潟地区公民館の見直し内容は下記及び別紙に記載のとおりです。

Ⅰ　公の施設の適正管理の見直し方針（案）

◆見直し方針（全市的取組）

- 開館時間は、屋内施設は午前 9 時～午後 9 時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- 休館日は最低でも週 1 日を基本とします。
- 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討します。
- 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討します。

〇大潟地区公民館の開館時間、休館日（案）

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時～午後 9 時 （職員常駐は午前 9 時～午後 4 時）	午前 8 時 30 分～午後 10 時
休館日	日曜日、年末年始	年末年始

Ⅱ　公の施設の使用料等の見直し方針（案）

◆見直しの概要（全市的取組）

- 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限に使用料を見直します。
- 使用料等を原則 100 円単位で設定します。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定します。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

Ⅲ　個別施設ごとの見直し方針について（案）

◆大潟地区公民館の見直し内容（案）の詳細は別紙に掲載のとおりです。

別紙記載の見直し内容は、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更になる場合があります。また、見直し内容は、12 月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

また、現時点の見直し内容について、直接お話しを伺いたい場合やご意見がある場合は、公民館主事や管理人に 8 月 10 日（月）までにお申し出ください。日程を調整し、後日、市職員が対応いたします。

【大潟区総合事務所　教育・文化グループ】

ご意見がある
場合はこちらから

「大潟地区公民館」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

開館時間・休館日は、「公共施設等総合管理計画」の適正管理の考え方に基づき、貸館や公民館図書室の利用実態を踏まえ、利用の少ない時間帯や曜日にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円または 50 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料を約 1.2 倍から約 1.4 倍の範囲で見直します。

見直し内容については、関係者との協議等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12 月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区　分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで（休館日を除く、午後 4 時から午後 9 時は予約があるときのみ開館））	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

区　分	改定後	現行
休館日	日曜日、年末年始（12/29～1/3）	年末年始（12/29～1/3）

⑶　施設の使用料を次のように改定します。

区　分	単位	使用料	
		改定後	現　行
第 1 和室	1 時間につき	150 円	110 円
第 2 和室		150 円	110 円
第 3 和室		150 円	110 円
会 議 室		300 円	210 円
集 会 室		1,000 円	800 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分以上で、1 時間に満たないときは 1 時間とし、30 分に満たないときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

裏面あり

（例２）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算
（例３）使用時間が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算
使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。
使用料に市外利用料金（定額の 200 パーセント）を設定する。

３　施行期日
令和９年４月１日

４　その他見直しにかかる詳細内容（案）
午前 9 時から午後 4 時までは職員常駐とし、午後 4 時以降の利用団体には利用前に鍵を貸与します。
※鍵の貸与、返却の窓口は公民館ではなく、大潟コミュニティプラザの管理人（午後 5 時 15 分までは教育・文化グループ）が行うことで調整中です。

	改定後	現行
団体利用	午前 9 時から午後 9 時 ※ただし、職員常駐は午後 4 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時
図書室（1 階）	午前 9 時から午後 4 時	午前 8 時 30 分から午後 7 時
ふれあい学習室（2 階）	午前 9 時から午後 4 時	午前 8 時 30 分から午後 7 時

令和8年8月20日（木）
第5回大潟区地域協議会
資料№2

市民の消火栓使用について（お知らせ）

上越市防災危機管理部危機管理課

市では、消火活動には、日頃からの訓練の積み重ねに加え、消防資機材の適切な維持管理が不可欠であり、これらが十分に整わない状況では、重大な人身事故等につながるおそれがあるため、これまで市民による消火栓を使用した消火活動は適当でないとしてきました。

一方で、市民の皆様の「自らの地域は自らの手で守りたい」との強い思いに報いるために、市民の消火栓使用についての今後の方針を下記のとおりとするとともに、安全対策に向けた留意事項等及び使用までの流れを整理しましたので、お知らせします。

【今後の方針】

市民の消火栓使用について、安全対策などを講じた上で、 「使用できる」こととします。

１　安全対策に向けた留意事項等

別紙１をご覧ください。

２　消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙２をご覧ください。

３　その他

町内会には、８月５日（水）の「町内会長まちづくりの集い」において説明しました。

安全対策に向けた留意事項等

別紙1

上越市 JOETSU CITY

留意事項

【消火訓練】

・消火栓を使用した消火活動を安全かつ適切に行うため、町内会及び自主防災組織を実施主体とした消火訓練を年１回以上実施するものとする。

・消火訓練に当たっては、必要に応じて市、消防局（消防署）及び消防団からの助言を受けるものとする。

【消火活動】

・消火活動は、消火訓練を受けた者を含め、複数人で対応するものとする。

・消防局（消防署）又は消防団到着後は、消火活動等を一旦停止し、消防局（消防署）等の指揮・命令に従うものとする。

【消防資機材】

・消防資機材の調達及び管理は、町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任において行うものとする。

・町内会及び自主防災組織は、消防資機材を適正に管理するとともに、点検を年１回以上実施するものとする。

訓練・点検等の内容の例示

【消火訓練の例】

・火災通報、避難誘導、交通誘導に関する訓練

・消火栓の操作に関する訓練

・ホースの展張、結合及び離脱に関する訓練

・筒先（ノズル）の結合、離脱及び操作に関する訓練

・町内会及び自主防災組織内の連携・安全確保に関する訓練（放水始め・止めなどの声掛け、退避判断 ほか）

【消火栓を使用した消火活動の例】

・逃げ道が確保されているなど、安全に消火活動ができる状況で行う。

・消火栓を操作する人、ホースを展張、結合等する人、筒先（ノズル）を結合、操作等する人を決め、放水始め、放水止めなどの声掛けを行いながら、常に連携し行う。

・消火活動の際は、火災現場周辺の環境や交通状況等に注意を払いつつ、事故や二次災害に注意し行う。

【消防資機材の点検例】

・ホースは使用できる状態か。

・筒先（ノズル）は正常に作動するか。損傷はないか。 など

災害補償及び共済制度

・火災現場において、民間の協力者が消防作業等に協力したことにより、死亡、負傷等した場合は、新潟県市町村総合事務組合が行う公務災害補償により補償される。

・町内会及び自主防災組織が地域内で実施する訓練（消火訓練・避難訓練・防災訓練）に対しても、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度の対象になる。　※対象となるためには「自主防災訓練等実施計画書」の提出が必要

消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙2

上越市 JOETSU CITY

市への相談

・市民が消火栓の使用を考えている場合、まずは危機管理課に相談
※消火栓を使用する場合、消火活動に必要な消防資機材の準備と定期的な訓練、複数人での対応が必要なことなどを伝える。

消防資機材の準備

・消火訓練に必要な消防資機材（消防ホース、筒先（ノズル）、ヘルメットなど）を、町内会及び自主防災組織で準備
※市では、消防資機材の調達及び管理に対する補助等は行わない。
消火訓練を実施する町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任で準備を行う。

年１回以上、消防資機材の点検と消火訓練を実施

訓練計画の作成

・日時、場所、参加者を決める。
・必要に応じて、市や関係機関（消防団、消防署、ガス水道局、警察署など）等との調整を行う。

各種申請等

・「自主防災訓練等実施計画書」「消火栓等使用申請書（放水する場合）」を市民安全課に提出
・訓練に当たり道路を使用する場合、道路使用許可申請書を警察署に提出
※計画書及び各申請書は、訓練実施日の概ね2週間前までに提出

点検・訓練の実施

・訓練は、原則、消防団又は消防署が立会いの上、留意事項等を確認し、実施する。

■「自主防災訓練等実施計画書」の提出までの流れ

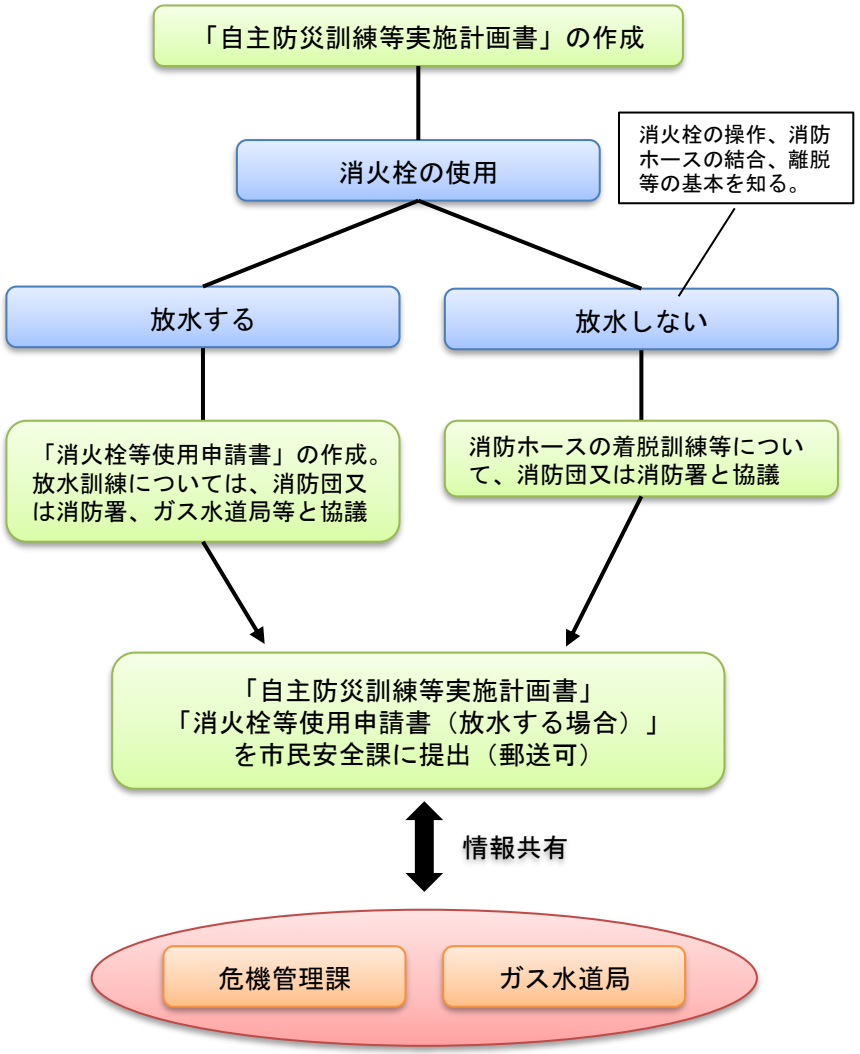

事業実施の流れ

～12月末	～1月末	2・3月	4月～			
①取組の相談・提案	②取組内容の確認・助言	③審査・採択	④審査結果の通知	⑤補助金交付申請・交付決定	⑥事業の実施	⑦実績報告・補助金交付

提案・問合せ先

地域自治区	事務所	電話番号等
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター	雁木通りプラザ内 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高士区	中部まちづくりセンター	市役所第二庁舎 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター	レインボーセンター内 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

地域自治区	事務所	電話番号等
安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp

令和8年8月発行

上越市　総合政策部　地域政策課
TEL　(025) 520-5672
MAIL　chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp

HPはこちらから

追加資料1

事業概要

市では、持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動に対し、補助金を交付します。

募集期間

令和８年９月１日（火）～１２月２８日（月）必着

※取組内容の確認や助言のため、お早めのご相談をお願いします。

補助額

活動に必要な補助対象経費から、参加費等の事業実施に伴う収入を差し引いた額

※上限額はありませんが、各地域自治区に配分する予算枠は超過できません。

※また、審査の結果、不採択となる場合があります。

補助率

１０/１０以内（千円未満切り捨て）

※提案状況や地域協議会での評価等によっては、10/10を下回る場合があります。

対象者

５人以上の構成員等で、市の区域内で活動する法人及び団体

※政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする法人又は団体を除きます。

制度の概要については、次ページ以降をご覧ください。
ご不明な点があれば、まずはお気軽にご相談ください。

－〇〇〇〇〇事業補助金の制度概要－

1　趣旨・対象とする活動

#　持続可能な地域づくりに向けた地域自治

上越市では、市内全域に28の地域自治区を設置し、地域自治によるまちづくりを進めてきました。
昨今、人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える様々な担い手や資源が減少していますが、このような中にあっても、将来に希望の持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政による全市的な取組はもちろんのこと、この地域自治区ごとの創意工夫による主体的な取組がますます重要性になると考えています。

地域自治には様々な強みがあります。顔の見える信頼関係、小回りの利く柔軟な対応力、地域への愛着・誇り、その地域ならではの特徴・ブランド力、分野横断的・総合的な視点などによる力が発揮され、地区同士での切磋琢磨が行われることによって、上越市全体の魅力や活力が高まっていくものと考えます。
そういった動きのきっかけとすべく、これまでの「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の実績を踏まえた新たな財源支援制度として、令和9年度から「〇〇〇〇〇事業」を実施します。

#　各区の地域ビジョンの実現に向けた地域活動を募集

各区の地域協議会には、地域のありたい姿、解決したい地域課題、大切にしたい地域資源や活動などを取りまとめた「地域ビジョン」の策定を依頼します。そして、地域ビジョンを実現するための地域活動を住民の皆さんから募集します。
（ただし令和9年度については、制度開始の初年度であることから、地域ビジョンに含まれない活動も対象とします。）
一例として、次のような活動が考えられます。

- 地域ぐるみの教育・福祉活動（子育て・学習支援、送迎・宅配、見守り、介護予防など）
- 町内会など地域コミュニティ活動の支援（清掃活動、除雪ボランティアなど）
- 特産品の開発や販売促進、地産地消の推進による地域経済の活性化
- 移住・定住の促進や関係人口の創出（地区の情報発信、空き家の活用促進、まちなみ・景観保全、交流イベントの実施など）
- 地区内の集いの場づくり

写真等　　写真等　　写真等

2　対象としない活動

以下の活動については、本補助金の対象外とします。

〇 新たな公の施設や市道などのインフラ整備や市の管理している施設の整備・修繕
〇 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組
〇 単なる備品の購入・設備の設置など、地域の活動が伴わない取組
〇 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組
〇 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする取組、公序良俗に反する取組
〇 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する取組

3　対象としない経費

以下の経費については、本補助金の対象外とします。

〇 社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費
（交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費など）
〇 専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費
（団体等の総会や役員会、事業実施に向けた企画会議や打合せ、懇親会等に係る人件費、旅費など）
〇 事業による直接的な受益が提案者又は提案者に加盟する団体等の構成員等又は参加者に限定される経費
（上記に該当する物品や備品の購入、備品・設備・施設の修繕、教室・大会等の開催や参加に係る経費など）
〇 その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

4　事業の提案

〇 電話、窓口、郵送、メールなどで、事業を実施しようとする地域自治区の総合事務所・まちづくりセンターへ実現したい事業を提案してください。
〇 提案に当たっては、必要に応じて総合事務所・まちづくりセンターが共に検討を行います。その後、取組提案書などの必要書類を締め切りまでに提出いただきます。
〇 必要な書類は、市のホームページに掲載しているほか、総合事務所・まちづくりセンターからご案内しますので、まずはお気軽にご相談ください。

5　事業の審査

〇 審査は書面にて行います。必要に応じて、総合事務所・まちづくりセンターの職員が提案者へ内容の聞き取りを行います。
〇 各地域協議会では、以下の評価基準に基づき、提案事業の評価を行います。
- 地域ビジョンへの適合性
（令和９年度は「地域ビジョンに掲載する内容としてふさわしいか」という視点で評価）
- 地域への貢献度
- 多様な主体の参画度
- 活動の実現性・効率性
- 将来への発展性・期待度

〇 市は、この評価結果と各区の上限額（下表）を踏まえ、採択事業を決定します。

各区の上限額一覧

6　事業の公表・評価

〇 採択事業の内容や実施結果は、市民の皆さんに広くお知らせするため、市ホームページ等での紹介、成果報告会の開催、事例集の作成などを行う予定です。
〇 本事業の成果は定期的に検証し、必要に応じて今後の公費支出の可否や補助制度の在り方を見直します。

地域協議会への依頼事項（地域ビジョンの策定、補助金の提案内容の評価）

追加資料2

地域自治区制度の設置目的を踏まえた考え方の整理

自主自立のまちづくりの推進
自分たちのまちを自分たちの活動で良くしていく。 ▷ 自らつくり育てたまち

市政に地域の声を届ける
地域の課題を議論し、地域の意見を市政に反映させる。 ▷ 自らの思いが反映したまち

▷ 地域に愛着と誇りを持って暮らしていくことができるまちをつくっていく

- ✓ 地域自治の推進に向けて、地域が主体となって地域の課題や将来像を考え、その実現に向けて地域自らが取り組み、行政はその取組を支援する役割を担う。
- ✓ 地域の課題や将来像について継続的に議論してきた地域協議会には、地域で活動する実行組織（地域の団体）と連携しながら、地域づくりに関わっていただくことを期待したい。

制度設計への反映

- ✓ 新たな制度の設置に伴う地域ビジョンの作成と補助金の提案内容の評価は、地域協議会の「自主的な審議」の延長線上にある活動であるとともに、市の施策等の決定に先立ち意見を聴く意味合いから「諮問に対する答申」と同様の性質を持っている。
- ✓ このことから、市からの「依頼」という形でこれらの業務を地域協議会にお願いしたい。

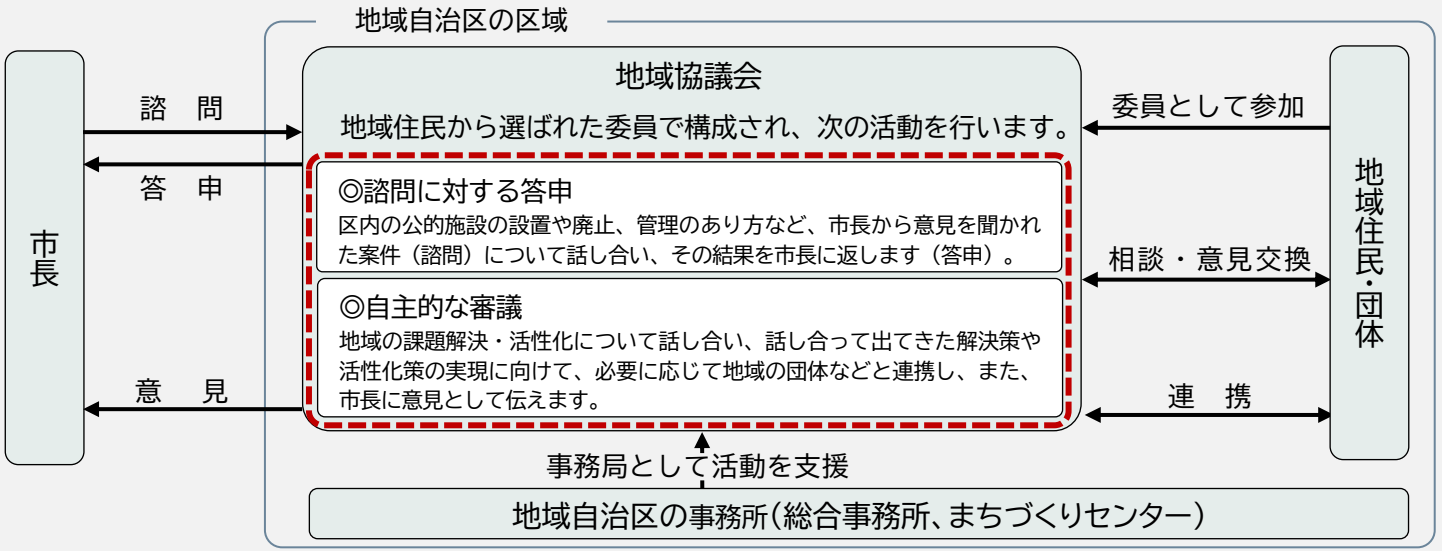

地域協議会への依頼事項（地域ビジョンの策定、補助金の提案内容の評価）

参考資料

【地域協議会委員の手引き抜粋】

地域協議会には、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う役割があります。
また、区内にある公の施設の設置や廃止、管理の在り方などについて、市長から意見を聴かれた事項（諮問）について話し合い、その結論を市長に返す（答申）役割も持っています。

【上越市地域自治区の設置に関する条例】

（地域協議会の権限）
第7条　地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
⑴ 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
⑵ 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
⑶ 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
２　市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
⑴ 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
⑵ 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
⑶ 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

■　過去の類似事例
地域活動支援事業における提案事業の審査（H22～R4）、「地域活性化の方向性」の策定（R4～R5）についても、同様の依頼を実施

令和８年８月２０日
大潟区地域協議会委員
土屋郁夫

大潟区地域協議会における９月以降の審議等について（提案）

大潟区地域協議会における９月以降の審議等について、下記のとおり提案します。

記

１　提案の件名

自主的な審議としての「大潟区地域ビジョン」の策定・運用について

２　提案の目的

上越市では地域自治の推進に関する制度の見直しが進められている。地域協議会は新たに次の役割を担う方向性が示されている。①地域ビジョンの策定・運用を行う。②「(仮称）協働・共創まちづくり補助金」対象の事業について評価を行う。

大潟区地域協議会として９月以降に「大潟区地域ビジョン」を策定して、地域の活力を高めていく役割を果たすことを提案する。

３　スケジュール（案）

スケジュールのポイント：令和９年６月末までに大潟区地域ビジョン」を決定・公表する。その後、８月以降に補助金事業の評価を行う。

令和８年９月：地域協議会で市担当課からの制度説明、質疑・意見交換を実施。終了後に会長名で関係団体等に地域ビジョン策定への協力依頼を行う。

１０月：自主的な審議を開始。策定方法・日程の決定などの具体策を検討する。

１１月～１２月：各種団体等との意見交換（複数回実施。定例の地域協議会と異なる会合も想定される)。

令和９年１月：素案の決定、市民から意見募集（市民参画の機会を保障する)。

２月：意見を踏まえた素案の修正。３月の「大潟地域フォーラム」の最終調整。

３月：「大潟地域フォーラム」を開催。住民や関係企業・団体など多数の出席者で意見交換を実施。

４月～５月：フォーラムの結果を踏まえた最終案を決定。市民から意見募集（市民参画の機会を保障する)。
（備考：地域協議会委員の任期は残り１年。）

６月～７月：地域ビジョンの決定、公開手続き。地域ビジョン説明会を実施。動画作成・公開等、各種の広報手段を用いて周知。

８月：地域ビジョンに基づく補助金事業の評価、市への評価結果の提出。

４　根拠・参照資料

上越市議会総務常任委員会（所管事務調査）令和８年７月１７日
住民自治・地域自治、地域協議会制度について［PDF ファイル／67KB］
資料１　地域協議会との意見交換結果（概要）［PDF ファイル／335KB］
資料２　地域独自の予算事業に代わる新たな財源支援の仕組みについて［PDF ファイル／485KB］
資料３　（参考）地域自治の推進に向けた今後の方策案について（令和８年５月地域協議会提示資料）［PDF ファイル／1.37MB］
https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/soumukanri/shokannjimu-soumu.html

以上